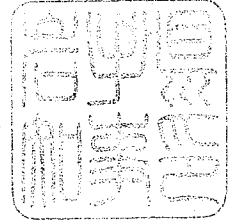


都 第 1 - 102 号
平成 24 年 12 月 28 日

宮古市長 様

岩手県知事 達 増 拓 也



宮古都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり都市計画を変更しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しを送付します。

また、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、公衆の縦覧に供するようお願いします。

記

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 都市計画施設（道路）
 - (2) 名称 宮古都市計画道路 3・4・4 号宮古港線
宮古都市計画道路 3・6・19 号上町臼木線
- 2 変更年月日 平成 24 年 12 月 28 日付け（岩手県告示第 870 号）
- 3 添付書類
 - (1) 都市計画の図書の写し 省略
 - (2) 都市計画の変更の告示の写し 1 部

担当

県土整備部都市計画課 田村
電話：019-629-5889（直通）
FAX：019-629-9137
Mail：t-takumi@pref.iwate.jp



岩手県告示第870号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成24年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市計画施設（道路）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - (1) 宮古市館合町から光岸地まで（別紙図面のとおりに。）
 - (2) 宮古市楯ヶ崎上町から日立浜町まで（別紙図面のとおりに。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センター並びに宮古市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。

計 画 書

宮古都市計画道路の変更（岩手県決定）

1. 都市計画道路中 3・4・4 号宮古港線を次のとおり変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車 線の 数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹線街路	3・4・4	宮古港線	宮古市 館合町	宮古市 光岸地	宮古市 新川町	約1,900 m	地 表 式		17m	幹線街路と 平面交差8 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路中 3・6・19 号上町臼木線を廃止する。

理 由

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた鯉ヶ崎地区の早期復興を図るため、本案のとおり変更するものである。

変 更 理 由 書

鍬ヶ崎地区の市街地については、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けており、現在、復興に向けたまちづくりへの取り組みが行われているところである。

本地区においては、防潮堤の整備にあわせて宮古都市計画事業鍬ヶ崎地区土地区画整理事業を施行することに伴い、地区内の幹線道路網を見直す必要があることから、都市計画道路 3・4・4 号宮古港線について、本案のとおり終点位置を変更しようとするものである。

また、都市計画道路 3・6・19 号上町白木線についても、同様の理由により本案のとおり廃止しようとするものである。